

掲示期間 3.18-3.27

新潟市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第26号

新潟市環境影響評価条例の一部を改正する条例

新潟市環境影響評価条例（平成21年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項を削り，同条第2項を同条とする。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。